

「 誰もが心をつなぎ合う やさしさと希望に満ちたまちづくり 」

第3次津奈木町男女共同参画プラン

令和2（2020）年度 ～ 令和6（2024）年度

熊本県 津奈木町

第3次津奈木町男女共同参画プラン策定にあたって

わが国においては、少子高齢化の急速な進展により、人口は今後も急激に減少していくことが見込まれており、地域の活力を維持していくためには、年齢や性別によらず、すべての人が活躍できる男女共同参画社会を実現することが必要不可欠です。

本町においては、平成27年に策定した「第2次津奈木町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画施策を推進してまいりました。津奈木町が今後も発展していくためには、社会の変化に柔軟に対応しながら、町民の理想とする社会の姿を共有し、さらなる男女共同参画の推進に取り組む必要があります。

このたび、第2次プランの期間が終了したことを受け、新たに「第3次津奈木町男女共同参画プラン」を策定しました。本プランでは、町民意識調査等を通して得られた町の現状や課題を踏まえ、本プランのテーマである「誰もが心をつなぎ合う やさしさと希望に満ちたまちづくり」を実現できるよう施策を展開してまいります。

最後に、町民各位の本プランに対する深いご理解とご協力をお願いするとともに、計画の策定にあたり熱心にご審議いただいた「津奈木町男女共同参画懇話会」の委員各位をはじめ、ご協力いただきました関係機関の方々、町民の皆様に対し心からお礼申し上げます。

令和2年3月

津奈木町長 山田豊隆

第1章 計画の基本的な考え方

1 本プランの策定について	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の構成	3
(5) これまでの動き（国内外・本町）	4
2 本プラン策定に向けての諸課題	5
(1) 過疎化・少子化など社会情勢の変化への対応	5
(2) 農林水産業等における男女共同参画の促進	5
3 本プランにおける町の基本姿勢	6
(1) 町民が主役のまちづくり	6
(2) 協働によるまちづくり	6

第2章 基本構想

1 基本目標と基本理念	8
○基本目標	8
○基本理念	8
2 推進体制	9
町がつながる体制づくり	
1 庁内の推進体制	9
2 庁外の推進体制	9
3 町民、事業所、行政との協働推進体制	10

第3章 計画の内容

1 計画の体系	12
2 行動計画	13
基本理念Ⅰ 誰もが手をつなげる環境づくり	
重点目標1 男女共同参画の理解の促進	13
（1）社会制度・慣行の見直しと男女共同参画意識の啓発	14
（2）あらゆる場での教育・学習の推進	14
基本理念Ⅱ みんながつながる地域づくり	
重点目標2 すべての人が尊重される地域づくり	15
（津奈木町DV防止基本計画）	
（1）男女間のあらゆる暴力の根絶	16
（2）生涯を通じた健康づくりの推進と相談体制の充実	16
基本理念Ⅲ 誰もが主役のまちづくり	
重点目標3 男女がともに活躍するまちづくり	17
（津奈木町女性活躍推進計画）	
（1）政策・方針決定過程における男女共同参画	18
（2）協働によるまちづくりの推進	18
（3）雇用環境の改善とワーク・ライフ・バランスの推進	19
重点目標4 とともに支える地域づくり	20
（1）地域コミュニティの再生と創造	20
参考資料	21

第 1 章

計画の策定にあたって

- 1 本プランの策定について
- 2 本プラン策定に向けての諸課題
- 3 本プランにおける町の基本姿勢

1 本プラン策定について

(1) 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現のため、本町では、平成27年に「第2次津奈木町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画のまちづくりを目指して様々な取り組みを行って参りました。

令和元年9月に実施した男女共同参画に関する住民意識調査（※1）では、男女共同参画に関する意識などについては、前回調査結果と比較し全体的に数値は向上している結果から、施策は一定の効果があったと考えられます。

しかしながら、目標とする姿からはまだ遠いものがあり、これから更なる取り組みが必要となっています。

また、少子高齢化や核家族化の進展、経済の成熟化やライフスタイル・個人の価値観の多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような状況を背景に、性別や年齢、国籍や障がいの有無、居住年数などに関わりなく、個人が活躍できる社会を目指すという、男女共同参画の基本的理念を最大限に活用したまちづくりを目指します。

(2) 計画の位置付け

本プランは、本町が目指している「住みたくなるまちづくり」の実現に向け、男女共同参画社会基本法に基づき、国の「男女共同参画基本計画」及び「熊本県男女共同参画ハーモニープラン21」との整合性を図りながら、本町の実情を踏まえて策定します。

また、本プランの一部を、以下の法律に基づく計画として位置づけます。

- ① 「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づき、本計画中の重点目標2を「津奈木町DV防止基本計画」として位置づけます。
- ② 「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づき、本計画中の重点目標3を「津奈木町女性活躍推進計画」として位置づけます。

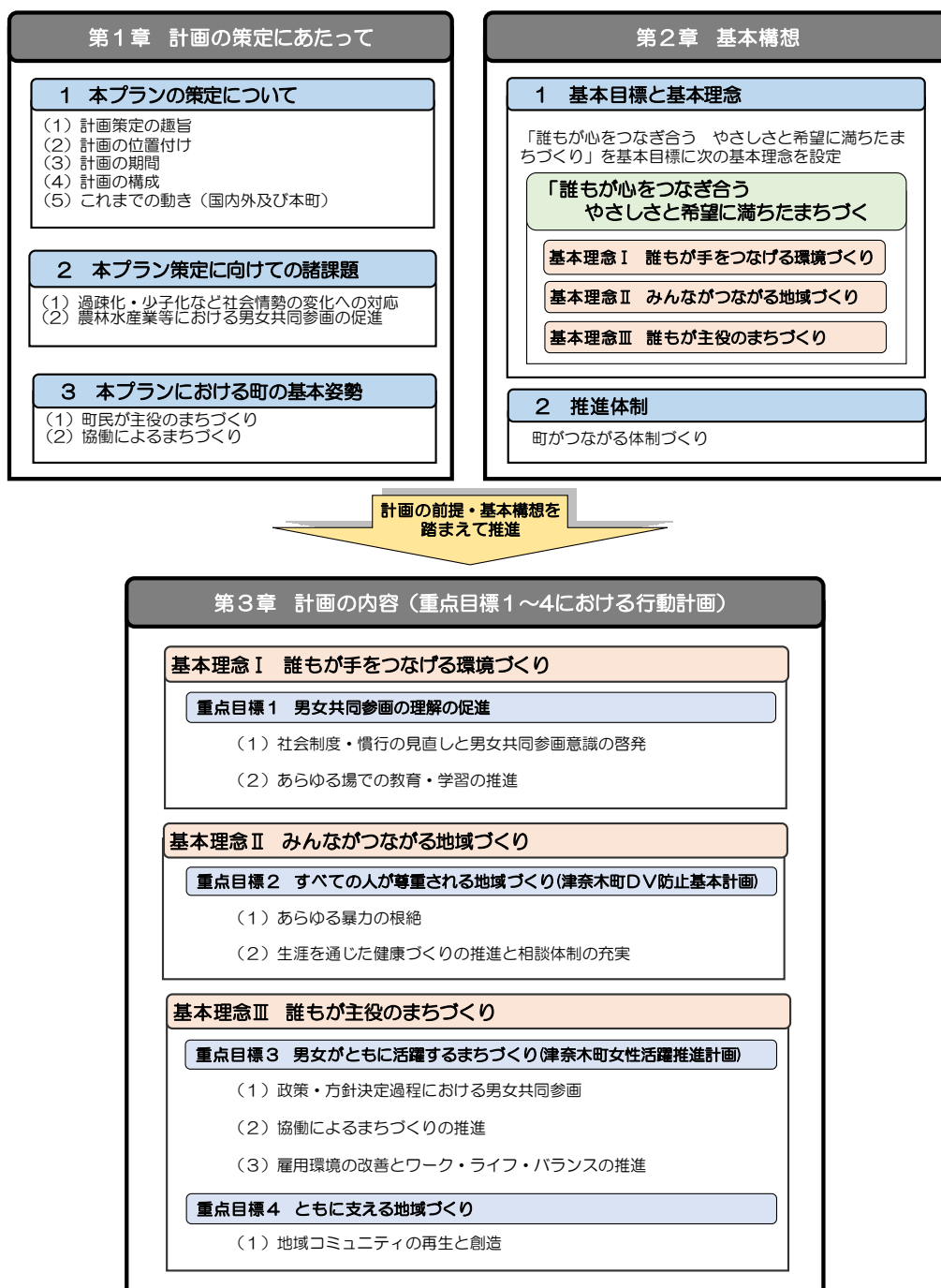
※1 住民基本台帳から無作為に抽出した20歳代から60歳代の男女200人を対象に令和元年9月に実施したもの。有効回答数118人、回答率59.0%であった。なお、同様の調査を本町の自治区長、男女共同参画推進懇話会委員及び中学校3年生にも実施した。

(3) 計画の期間

本プランの計画期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間とします。ただし、プランの進捗状況や社会情勢の変化等により修正等が必要な場合は、随時、計画の見直しを行うこととします。

(4) 計画の構成

本プランは、次のとおり構成しています。



(5) これまでの動き（国内外・本町）

	国連の動き	日本の動き	熊本県及び本町の動き
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	県：環境生活部に男女共同参画課設置
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	県：男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」策定
2002年 (平成14年)			県：男女共同参画推進条例施行、男女共同参画審議会設置、男女共同参画センター設置
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」施行	
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」(第2次)策定	県：「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2006年 (平成18年)			県：男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」改定、男女共同参画担当課を総務部に移管
2007年 (平成19年)		「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向(報告)	
2008年 (平成20年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律」改正	
2009年 (平成21年)		「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度を事業主に義務化等)	町：「男女共同参画推進会議」及び「男女共同参画推進懇話会」設置
2010年 (平成22年)		「男女共同参画基本計画」(第3次)策定	「津奈木町男女共同参画プラン」(第1次)策定
2011年 (平成23年)	UN Women正式発足		県：熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」(第3次)策定 環境生活部に男女参画・協働推進課設置
2012年 (平成24年)		政府が「女性の活躍促進による経済活性化行動計画～働く『なでしこ』大作戦」策定	
2013年 (平成25年)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2014年 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会	「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo2014)開催	「津奈木町男女共同参画プラン」(第2次)策定
2015年 (平成27年)	第3回国連防災世界会議(仙台) UN Women日本事務所開設	「男女共同参画基本計画」(第4次)策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布	県：熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」(第4次)策定
2016年 (平成28年)		「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定	
2017年 (平成29年)	G7タオルミーナ・サミット開催(イタリア) APEC女性と経済フォーラム開催(ベトナム)	「改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法」施行	
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行	
2019年 (平成31年)		「働き方改革関連法」一部施行	

2 本プラン策定に向けての諸課題

1 過疎化・少子化などの社会情勢の変化への対応

本町においても、国の総人口の減少と相まって人口の減少が続いています。平成22年度に実施された国勢調査では、町の総人口は5,062人であったが、平成27年度の同調査では、4,673人という結果となり、約5年間で389人減少しています。そのうち、15歳から64歳までの生産年齢人口は222人と全体の約57%を占めており、以前人口減少に歯止めがかからない状況にあります。

また、私たちを取り巻く生活様式や価値観などは大きく変化してきており、人とのつながりの希薄化などに起因した地域コミュニティの活力の低下なども問題視されています。

それら社会情勢の変化に対応するため、ここに住む全ての人の社会参画促進やワーク・ライフ・バランス（※2）の推進など共に支える地域づくりを進めます。

2 農林水産業等における男女共同参画の促進

本町の基幹産業でもある農林水産業分野においては、固定的な性別役割分担意識や古い因習等が根付いているほか、農林水産業や自営の商工業には家族経営が多く、生活と経営が密接につながっているため、労働条件が明確になっておらず、女性の果たす役割が十分に認識・評価されていない傾向にあります。そのため、女性の役割と位置づけを明確にし、働きやすい環境の整備を図り、農林水産業、自営業の商工業等における男女共同参画を推進する必要があります。

また、令和元年9月に実施した住民意識調査では、「政策立案や方針決定」について、「女性の意見が反映される方がよい」と「どちらかといえば反映される方がよい」割合は合計で89.8%と9割近くが肯定的な意識があることが分かりました。政策立案や方針決定への女性の参画状況は全国的に低調であることから、国によるポジティブ・アクション（※3）の趣旨を踏まえ、農林水産業に限らずあらゆる分野で女性の参画の拡大を図る取組を実施します。

※2 ワーク・ライフ・バランスとは、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいう。

※3 ポジティブアクションとは、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職や管理職に女性が少ないなどの差が男女労働者の間で生じている場合、このような差を解消しようとする個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいう。

3 本プランにおける町の基本姿勢

本プランでは、次の点を町の基本姿勢とします。

1 町民が主役のまちづくり

本プランの基本目標である「誰もが心をつなぎ合う やさしさと希望に満ちたまちづくり」を実現するためには、行政側からの押し付けによる事業実施ではなく、ここに住む人が真に必要な施策を展開しなければなりません。そのためには、あらゆる人が町づくりの場に参画できるような仕組みづくりを行い、町民一人ひとりのより良いアイデアを引き出す工夫をしていく必要があります。

町では、そのような町民の構想・企画・アイデアを実現するための支援を明確にするとともに、地域のリーダーとなり得る人材の発掘と育成等を行い、「町民が主役のまちづくり」を進めます。

2 協働によるまちづくり

ここに住むすべてのひとが、性別などにかかわらず、人として尊重され、“自分らしさ”を十分に発揮することができる真に心豊かな社会を築くためには、行政だけではなく、事業所・各種団体、家庭・地域、そして町民の皆様と一体となった取組が必要です。

そのため、本プランの推進にあたっては、皆様と共に手を取り合い、パートナーシップの精神で取り組むとともに、事業を進めるために必要な情報の共有化を図り、「協働によるまちづくり」を進めます。

第 2 章

基 本 構 想

1 基本目標と基本理念

2 推進体制

1 基本目標と基本理念

本プランの基本目標と基本理念は次のとおりです。

○基本目標

「誰もが心をつなぎ合う やさしさと希望に満ちたまちづくり」

○基本理念

基本理念Ⅰ 誰もが手をつなげる環境づくり

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを進めることで、誰もが手をつなげる環境づくりを進めます。

基本理念Ⅱ みんながつながる地域づくり

すべての人が尊重される地域づくりを進めることで、みんなの心がつながる地域づくりを進めます。

基本理念Ⅲ 誰もが主役のまちづくり

町民全員がまちづくりに参画しやすい体制づくりを進めることで、誰もが主役のまちづくりを進めます。

2 推進体制

本プランでは、事業所・各種団体、家庭・地域、そして町民の皆様と一体となった取組を進めるため、次の推進体制により各種施策に取り組めます。

町がつながる体制づくり

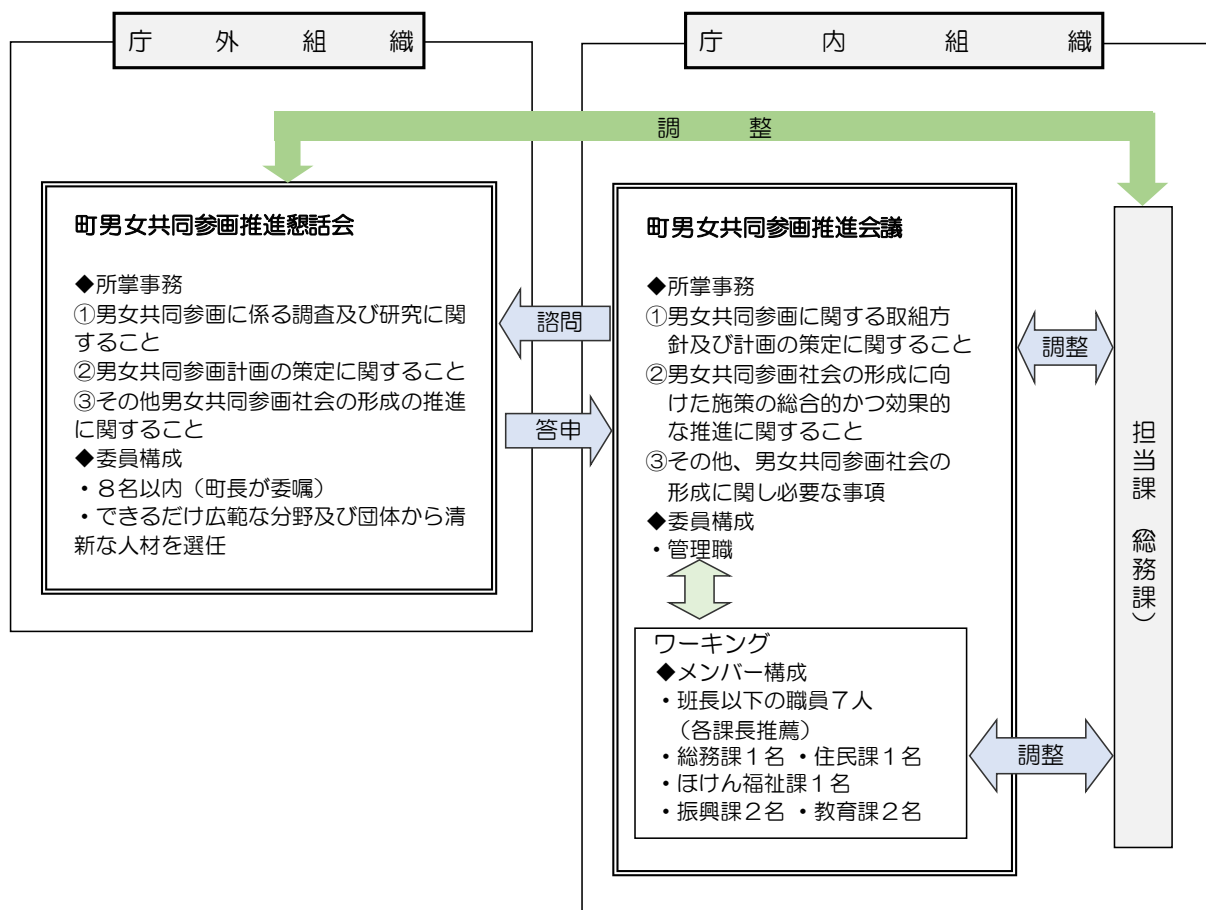
1 庁内の推進体制

男女共同参画は庁内全課にまたがる施策であり、総務部門、福祉部門、産業部門など各分野における男女共同参画に関する課題等について把握し分析する必要があるため、管理職をメンバーとする「津奈木町男女共同参画推進会議」を設置しています。

2 庁外の推進体制

町民からの幅広い意見を聞くため、庁外の組織（民間組織）として、「津奈木町男女共同参画推進懇話会」を設置しています。

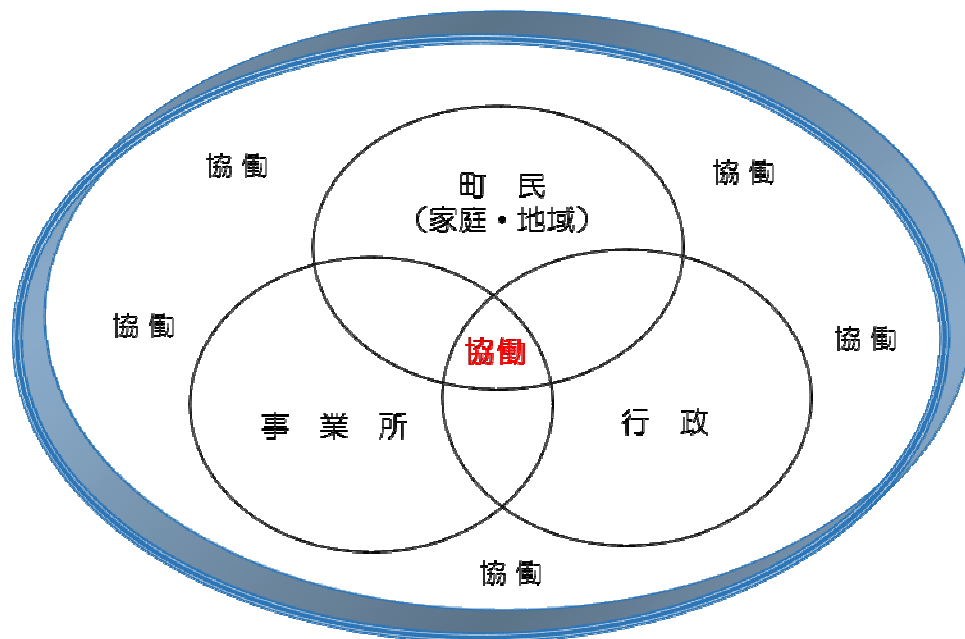
＜庁内組織と庁外組織の連携のイメージ＞



3 町民、事業所、行政との協働推進体制

男女共同参画を町全体で一体的に推進するため、町民（家庭・地域）、事業所、行政との連携を図り、情報を共有しながら協働して各種施策に取り組めます。

<協働推進体制イメージ>



第 3 章

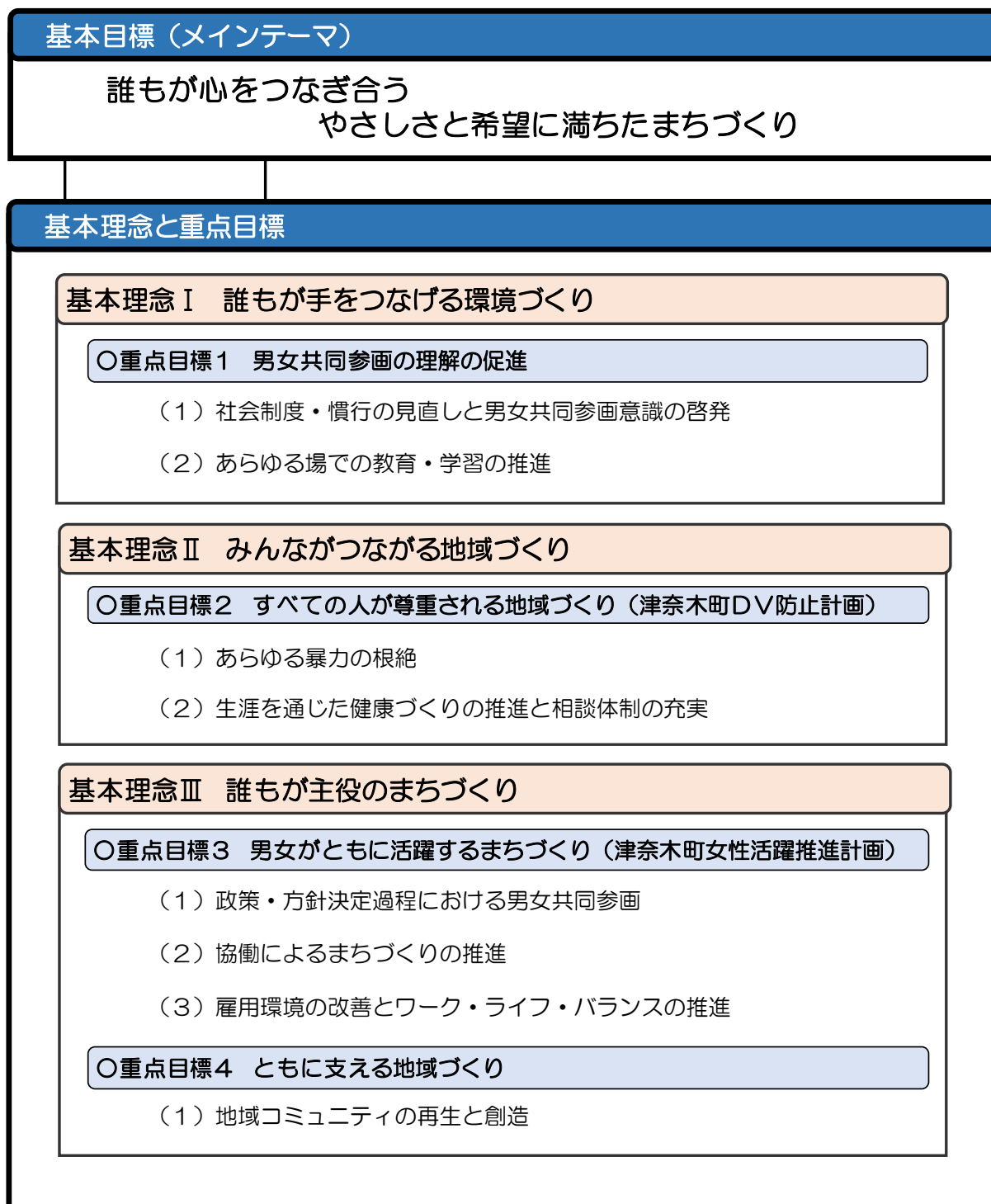
計 画 の 内 容

1 計画の体系

2 行動計画

1 計画の体系

本プランでは、基本目標である「誰もが心をつなぎ合う やさしさと希望に満ちたまちづくり」を実現するため、基本構想で定めた3つの基本理念に対して重点目標を設定し、総合的な施策の展開を図ります。



2 行動計画

本プランでは、3つの基本理念ごとに重点目標を定め、基本的施策を展開していきます。

基本理念Ⅰ 誰もが手をつなげる環境づくり

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを進めることで、誰もが手をつなげる環境づくりを進めます。

重点目標1 男女共同参画の理解の促進

平成11年に国の男女共同参画社会基本法が整備されて以来、様々な施策により男女共同参画の意識の浸透が図られてきましたが、依然として性別による固定的な役割分担意識も根強く残っています。

住民意識調査の「津奈木町全体での男女の地位」については、前回（平成26年度）と比較し「平等である」という回答は11.9ポイント上昇しており、住民の意識が変わってきているものと思われます。

しかしながら、まだその地位について不平等と感じる人が多く、特に習慣やしきたりなどでは、男性が優遇されていると感じています。

性別による固定的な役割分担の意識は、一人ひとりの個性や能力の発揮を妨げる原因となるため、男女共同参画の視点に立った取組を行っていく必要があります。

また、男女共同参画に基づくまちづくりを行ううえで、男女共同参画とは何か、どのような考えなのかといった具体的な内容についても引き続き広く周知していきます。

【基本的施策】

（１）社会制度・慣行の見直しと男女共同参画意識の啓発

項 目	内 容	担 当 課
男女共同参画意識の啓発	◆広報誌やホームページで男女共同参画に関する記事を定期的に掲載し、男女共同参画意識の理解や啓発に努めます。	総務課 政策企画課
地域における社会制度・慣習の見直し	◆人権習慣、男女共同参画習慣など、あらゆる機会を活用し、関係部署と連携して各種啓発を行います。 ◆地区の会合や行事などのさまざまな機会において、見直しに必要な啓発活動を行います。	全 課

（２）あらゆる場での教育・学習の推進

項 目	内 容	担 当 課
家庭における教育・学習の推進	◆家庭における男性の家事・育児等の参画を促進するために、各種講座、啓発活動に取り組みます。 ◆家庭における男女共同参画や家庭のあり方などをテーマとした教育、学習の推進を図ります。	総務課 ほけん福祉課 教育課
地域における教育・学習の推進	◆地域における男女共同参画や地域力の創造などをテーマとした勉強会等を実施します。	総務課 教育課
学校における教育・学習の推進	◆小学校低学年時から男女共同参画の理解促進を目的とした教育に取り組みます。	総務課 教育課
職場における教育・学習の推進	◆職場における男女共同参画を推進するため、職員の研修を行います。	総務課

基本理念Ⅱ みんながつながる地域づくり

固定的な性別役割分担によらず、それぞれの個性などを活かした地域づくりを目指します。

重点目標2 すべての人が尊重される地域づくり（津奈木町DV防止基本計画）

すべての人がいきいきと自分らしい生き方を選択できる社会づくりを進めるためには、ここに住む全ての人が尊重され、自分らしさを十分に発揮できる環境づくりを進める必要があります。そのため、すべての人の多様性や人権、健康などが尊重される社会づくりに取り組むことで、「みんながつながる地域づくり」を進めます。

また、近年、配偶者等からの暴力だけでなく、インターネット上の新しいコミュニケーションツール（SNS等）を利用した交際相手からの暴力（デートDV）等が問題視されています。住民意識調査の「配偶者から暴力を受けたことがあるか」については、「何度もあった」、「1、2度あった」という回答は全体の13.6%（無回答を除く）を占める結果となりました。

さらに、「配偶者からの暴力を受けたことがある」と回答した方の73.3%の方が「相談しなかった」と回答していました。DV被害者に対しても適切な対応を取れる環境づくりにも積極的に取り組みます。

【基本的施策】

(1) あらゆる暴力の根絶

項 目	内 容	担 当 課
DV対策の実施	◆DVについての知識・意識の向上を図るために、啓発活動を行います。 ◆被害が受けた方が相談しやすい環境づくりのため、各種相談窓口の周知を図ります。 ◆県、警察、法務局などの関係機関との連携強化を図り、被害者への支援を行います。	総務課 ほけん福祉課
セクシュアル・ハラスメントの防止	◆セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、職場や学校などあらゆる場での啓発活動に努めます。 ◆職場や学校において、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修会等を行います。	総務課 ほけん福祉課 教育課
児童虐待の防止	◆福祉、保健、学校教育などの担当各課が情報を共有し、連携を図ることで児童虐待の防止・早期発見と対応、解決に努めます。	総務課 ほけん福祉課 教育課

(2) 生涯を通じた健康づくりの推進と相談体制の充実

項 目	内 容	担 当 課
健診事業の充実と受診率向上	◆妊婦健診や特定健診のほか、性別特有のがん検診などライフサイクルに応じた健診の充実を図り、生涯を通じた健康づくりを推進します。	ほけん福祉課
健康教育・食育の推進と生きがいづくりの充実	◆性別やライフサイクルに応じた心と体に関する健康教育の充実を図ります。 ◆より豊かな食生活を実現するため、学校や生産者等と連携した食育の推進を図ります。 ◆スポーツ教室の開催など生涯スポーツの推進を図り、健康づくりの支援を行います。 ◆すべての人が生涯にわたって学習することができる環境整備や機会の充実に努めます。	住民課 振興課 教育課
相談体制の充実	◆町民からのあらゆる相談に対応できる体制を整備するため、庁内外との連携強化を図るとともに、研修等により職員のスキル向上を図ります。	全 課

基本理念Ⅲ 誰もが主役のまちづくり

町民全員がまちづくりに参画しやすい体制づくりを進めることで、誰もが主役のまちづくりを進めます。

重点目標3 男女がともに活躍するまちづくり（津奈木町女性活躍推進計画）

年齢や性別などに関わりなく誰もがその能力を十分に発揮できるまちづくりを実現するためには、すべての町民が地域づくりや町づくりに積極的に参加できるような環境づくりを進めるとともに、町民、事業者、行政がそれぞれパートナーシップを組んで各種施策に取り組む必要があります。

そのためには、男女の雇用環境の差をなくし、女性の意見が様々な政策に反映することが求められます。1986年に男女雇用機会均等法が施行されたことにより、女性の働く環境は整備されてきましたが、雇用の場における男女平等はまだ実現されていないのが実情です。

また、女性の社会進出に伴い、結婚している多くの世帯が共働きであることから、家事や育児、介護を家族みんなで担っていくことが重要です。住民意識調査の「家庭内での役割分担の考え方」については、「男女が分担して受け持つのがよい」、「性別に関わらずできる方がやればよい」という回答は全体の88.1%を占める結果となり、前回調査と比較して14.3ポイント上昇しています。

この結果から、職場に限らず家庭内でも男女がともに協力することが求められており、環境づくりを進めるとともに様々なニーズに対応していかなければなりません。

【基本的施策】

（１）政策・方針決定過程における男女共同参画

項 目	内 容	担 当 課
審議会などへの女性委員の登用	◆審議会等における女性委員の登用率について、令和6年度までに30%を目標に取り組みます。 ◆男女共同参画の趣旨の普及を図り、地域の諸団体等における女性の役員登用を促進します。	全 課
女性の人材育成と能力開発	◆女性職員が知識を身に付け、能力を発揮できるよう、各種講座や研修を実施します。 ◆地域での女性リーダーを育成するために、セミナーや研修などに対する支援を行います。	全 課

（２）協働によるまちづくりの推進

項 目	内 容	担 当 課
各種団体・ボランティア育成と協働の推進	◆各種団体やボランティアの育成及びネットワークづくりを積極的に進めることで、協働によるまちづくりを推進します。	全 課
地域リーダーの発掘と育成	◆町の人材育成方針を明確にするとともに、人材育成基金等の積極的な活用を図ることで、協働によるまちづくりを確実に推進するための地域リーダーの発掘・育成を図ります。	全 課
協働によるまちづくりの検討	◆協働によるまちづくりの可能性を探るため、行政と民間の新たな役割分担と町が行うべき支援メニューについての検討を行います。	全 課

(3) 雇用環境の改善とワーク・ライフ・バランスの推進

項 目	内 容	担 当 課
雇用の場における男女平等の推進	◆町内事業所に対して広報誌等での各種情報提供を行うとともに、職場の改善や就業規則の改正について商工会等と連携し理解を求めます。 ◆事業主や事業者に対して、男女共同参画意識啓発のための研修の場の提供を図ります。	総務課 政策企画課
女性の再就職等の支援	◆女性が再就職するための基礎知識・技術を学ぶための機会の充実を図ります。	全 課
ワーク・ライフ・バランスの推進	◆ワーク・ライフ・バランスについての意識・知識の向上のために、広報誌やホームページ等での啓発を行います。 ◆町の基幹産業でもある農林水産業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、定期休業日を設けるなど仕事と家庭の調和に向けた環境づくりを進めます	総務課 振興課
男性の育児への参画促進	◆男性の育児への参画を促進するために、各種啓発活動や育児休暇が取得しやすい環境づくりに取り組みます。	総務課

重点目標 4 とともに支える地域づくり

本プランの基本目標（メインテーマ）である「誰もが手をつなぎ合う やさしさと希望に満ちたまちづくり」を実現するためには、本来、地域が持つ助け合いの精神や教育、子育て、防犯などの互助機能を再生・創造し、共に支え合い活躍できる地域づくりを進める必要があります。

また、近年の日本では2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震、2017年の九州北部豪雨など様々な自然災害が発生しており、復旧・復興を進めるなかで「地域コミュニティ」が重要な役割を担っています。災害が発生してから速やかに復旧・復興を推進できるよう男女共同参画の視点に立った防災意識の向上も今後求められます。

また、町の基幹産業である農林水産業の強みを活かし、誰もが主役となり活動できるような様々な施策を実施します。

そのため、地域コミュニティの活性化や集いの場づくりなど、「ともに支える地域づくり」を推進し、「誰もが主役のまちづくり」につなげます。

【基本的施策】

（１）地域コミュニティの推進と創造

項 目	内 容	担 当 課
地域コミュニティの活性化支援	◆自治会や地区公民館など地域を基盤に活動している団体の活動支援を行うとともに、地域づくり団体間のネットワークづくりを進めることで、地域コミュニティの活性化を図ります。	全 課
防災分野における男女共同参画の促進	◆男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動の推進のため、自治会や婦人会等の団体と連携して防災講習会や各種啓発活動を実施します。	総務課
誰もが活躍できるコミュニティの創造	◆町の基幹産業である農林水産業を中心として、食や農をテーマに、誰もが主役となり活動できるコミュニティづくりの支援を行います。	総務課 振興課

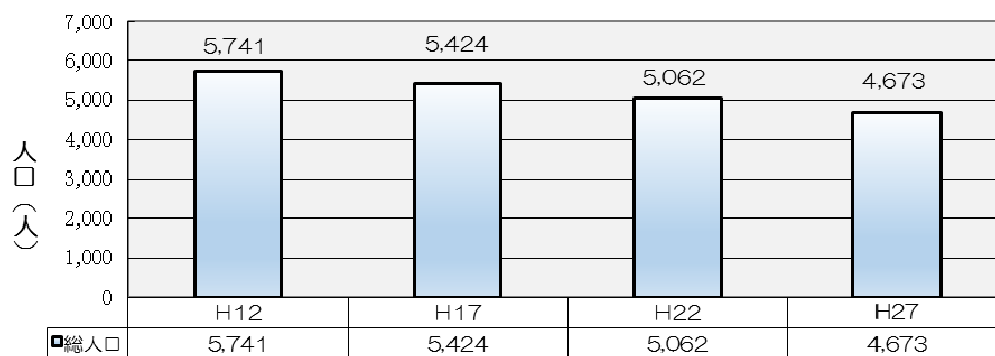
参考資料

（参考１）津奈木町の総人口及び階層別人口の推移（国勢調査より）

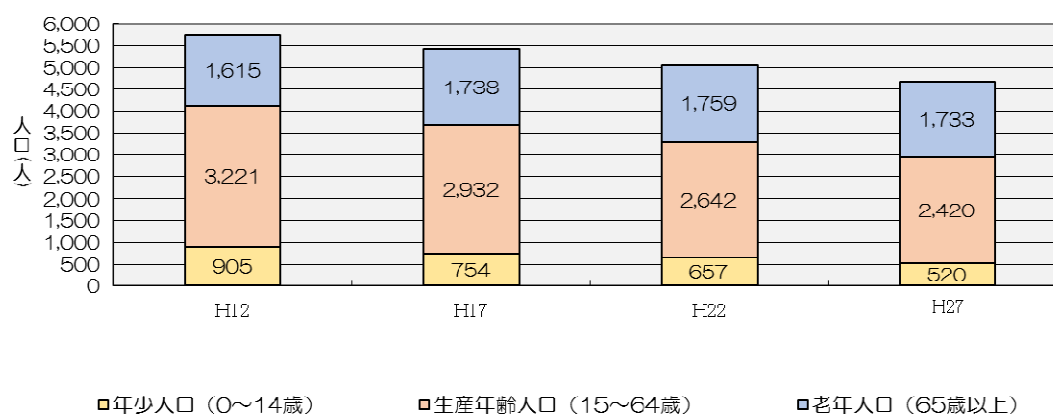
（単位：人）

	H12	H17	H22	H27
総人口	5,741	5,424	5,062	4,673
年少人口（0～14歳）	905	754	657	520
生産年齢人口（15～64歳）	3,221	2,932	2,642	2,420
老年人口（65歳以上）	1,615	1,738	1,759	1,733

津奈木町の総人口の推移



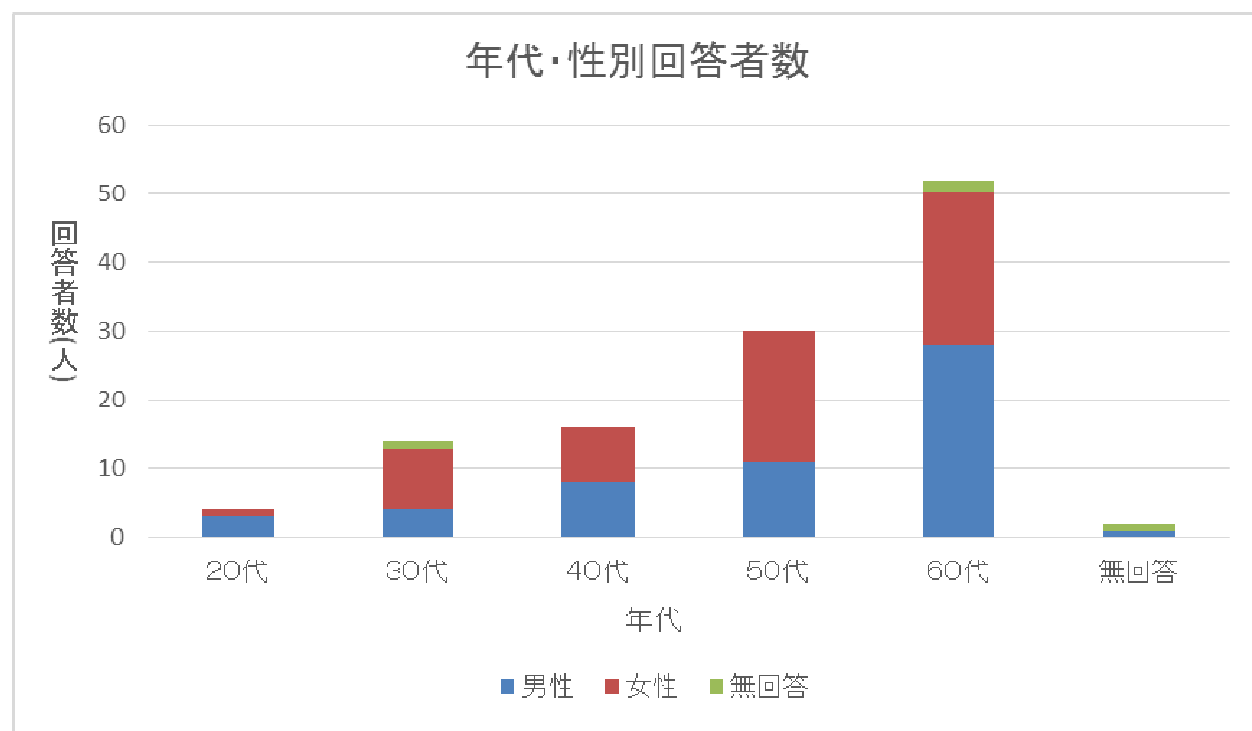
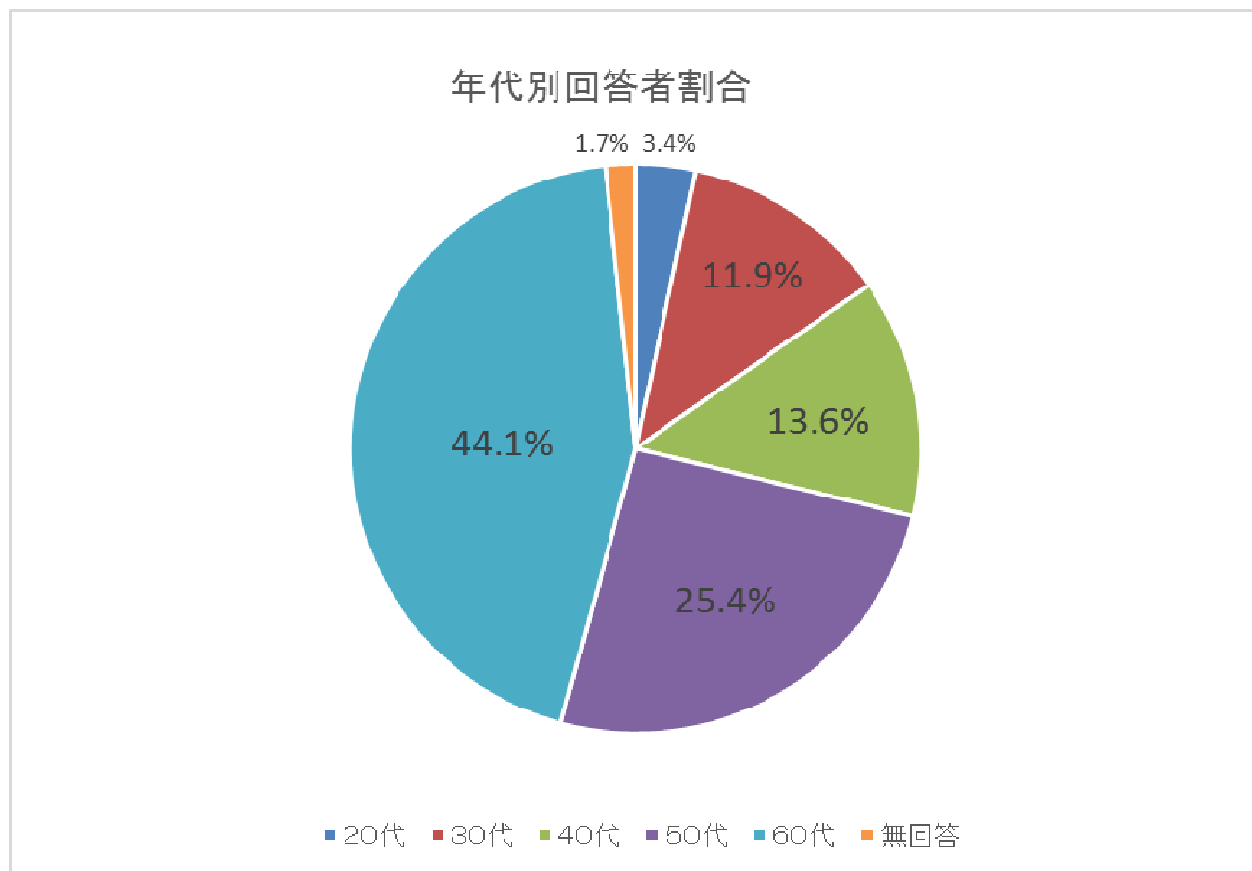
階層別人口の推移



(参考2) 津奈木町の産業別就業人口の推移(国勢調査より)

産業	平成17年				平成22年				平成27年			
	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	比率 (%)	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	比率 (%)	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	比率 (%)
総数	2,466	1,351	1,115	100.0	2,221	1,214	1,007	100.0	2,163	1,157	1,006	100.0
第一次産業	543	328	215	22.0	455	289	166	20.5	395	258	137	18.3
農業	435	250	185	17.6	360	217	143	16.2	304	187	117	14.1
林業	4	4	0	0.2	10	8	2	0.5	21	19	2	1.0
漁業	104	74	30	4.2	85	64	21	3.8	70	52	18	3.2
第二次産業	613	475	138	24.9	505	397	108	22.7	485	364	121	22.4
鉱業	1	0	1	0.0	4	3	1	0.2	1	0	1	0.0
建設業	260	231	29	10.5	211	182	29	9.5	203	172	31	9.4
製造業	352	244	108	14.3	290	212	78	13.1	281	192	89	13.0
第三次産業	1,310	548	762	53.1	1,258	528	730	56.6	1,282	534	748	59.3
卸・小売業	359	152	207	14.6	305	132	173	13.7	251	107	144	11.6
金融・保険・不動産	33	8	25	1.3	39	14	25	1.8	31	13	18	1.4
運輸・通信業	74	68	6	3.0	82	71	11	3.7	83	71	12	3.8
電気・ガス・水道業	4	4	0	0.2	4	4	0	0.2	4	4	0	0.2
サービス業	738	240	498	29.9	735	229	506	33.1	814	260	554	37.6
公務	102	76	26	4.1	93	78	15	4.2	99	79	20	4.6
分類不能の産業	0	0	0	0	3	0	3	0.1	1	1	0	0.0

（参考3）男女共同参画についての住民意識調査結果（令和元年9月実施）



(参考4) 調査項目

Q1.あなたは次の言葉を知っていますか？

●ジェンダー

	回答数	割合	※4 前回値 (割合)	※5 回答数 (中学生)	割合 (中学生)
知っている	55	46.6%	16.9%	8	22.9%
聞いたことはある	26	22.0%	15.3%	0	0.0%
知らない	35	29.7%	66.9%	27	77.1%
その他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
無回答	2	1.7%	0.8%	0	0.0%
合計	118	100.0%	100.0%	35	100.0%

●DV (ドメスティック・バイオレンス)

	回答数	割合	前回値 (割合)	回答数 (中学生)	割合 (中学生)
知っている	111	94.1%	84.7%	14	40.0%
聞いたことはある	6	5.1%	9.3%	13	37.1%
知らない	1	0.8%	5.1%	8	22.9%
その他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0.8%	0	0.0%
合計	118	100.0%	100.0%	35	100.0%

Q2.Q1の●DVについて「知っている」と回答した方に伺います。DVをなくすために必要な事は何だと思われますか？

(特にあてはまるもの3つに回答)

	回答数	割合	前回値 (割合)	回答数 (中学生)	割合 (中学生)
犯罪の取り締まりの強化	35	10.8%	前回項目無し	項目無し	項目無し
法律や制度の見直し	59	18.2%			
研修・啓発等の充実	24	7.4%			
相談窓口や保護施設の充実	91	28.1%			
加害者を更正させる教育の充実	24	7.4%			
学校での男女平等に関する教育の推進	44	13.6%			
メディアの性・暴力の表現の倫理強化	20	6.2%			
家庭内における経済面の安定	19	5.9%			
その他	4	1.2%			
無回答	4	1.2%			
合計	324	100.0%			

Q3.Q1の●DVについて「知っている」と回答した方で「配偶者がいる」方に伺います。あなたは、配偶者等から暴力を受けたことがありますか？

	回答数	割合	前回値 (割合)	※4 回答数 (中学生)	割合 (中学生)
何度もあった	4	3.4%	前回項目無し	項目無し	項目無し
1, 2度あった	9	7.6%			
まったくない	82	69.5%			
無回答	23	19.5%			
合計	118	100.0%			

Q4.Q3で「何度もあった」、「1, 2度あった」と回答した方に伺います。

そのことについて、誰かに相談しましたか？(あてはまるもの全てに回答)

	回答数	割合	前回値 (割合)	回答数 (中学生)	割合 (中学生)
友人・知人	0	0.0%	前回項目無し	項目無し	項目無し
家族・親戚	1	6.7%			
医療機関(医師・看護師等)	0	0.0%			
警察	1	6.7%			
公的機関の相談窓口	1	6.7%			
民間の専門家や専門機関	1	6.7%			
その他	0	0.0%			
相談しなかった	11	73.3%			
無回答	0	0.0%			
合計	15	100.0%			

※4 前回調査(平成27年1月に実施された男女共同参画についての住民意識調査)結果の回答割合

※5 本町の中学3年生を対象に実施した調査結果

Q5.「男は仕事、女は家庭」という考えについてあなたはどのように思いますか？

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
同感する	4	3%	7%	1	2.9%
同感しない	77	65%	60%	19	54.3%
どちらともいえない	32	27%	31%	15	42.9%
その他	2	2%	0%	0	0.0%
無回答	3	3%	3%	0	0.0%
合計	118	100.0%	100.0%	35	100.0%

Q6.男女の地位についてあなたはどのように思いますか？

●津奈木町全体では

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
男性が優遇されている	9	7.6%	7.6%	0	0.0%
どちらかといえば男性が優遇されている	47	39.8%	55.9%	3	8.6%
平等である	48	40.7%	28.8%	28	80.0%
どちらかといえば女性が優遇されている	3	2.5%	2.5%	0	0.0%
女性が優遇されている	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
その他	8	6.8%	5.1%	2	5.7%
無回答	3	2.5%	0.0%	2	5.7%
合計	118	100.0%	100.0%	35	100.0%

●家庭生活では

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
男性が優遇されている	16	13.6%	15.3%	2	5.7%
どちらかといえば男性が優遇されている	52	44.1%	44.9%	3	8.6%
平等である	45	38.1%	34.7%	28	80.0%
どちらかといえば女性が優遇されている	3	2.5%	2.5%	1	2.9%
女性が優遇されている	1	0.8%	0.8%	1	2.9%
その他	0	0.0%	1.7%	0	0.0%
無回答	1	0.8%	0.0%	0	0.0%
合計	118	100.0%	100.0%	35	100.0%

●学校教育の場では

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
男性が優遇されている	2	1.7%	3.4%	0	0.0%
どちらかといえば男性が優遇されている	15	12.7%	21.2%	2	5.7%
平等である	83	70.3%	61.9%	28	80.0%
どちらかといえば女性が優遇されている	0	0.0%	3.4%	2	5.7%
女性が優遇されている	3	2.5%	0.8%	2	5.7%
その他	12	10.2%	8.5%	1	2.9%
無回答	3	2.5%	0.8%	0	0.0%
合計	118	100.0%	100.0%	35	100.0%

●社会通念・習慣・しきたり等では

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
男性が優遇されている	29	24.6%	29.7%	4	11.4%
どちらかといえば男性が優遇されている	60	50.8%	39.8%	3	8.6%
平等である	18	15.3%	20.3%	23	65.7%
どちらかといえば女性が優遇されている	4	3.4%	1.7%	2	5.7%
女性が優遇されている	2	1.7%	0.0%	0	0.0%
その他	4	3.4%	3.4%	2	5.7%
無回答	1	0.8%	5.1%	1	2.9%
合計	118	100.0%	100.0%	35	100.0%

Q7.家庭内での役割分担の考え方についてあなたはどのように思いますか？

●家事は

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
主として男性が受け持つのがよい	1	0.8%	0.8%	0	0.0%
主として女性が受け持つのがよい	12	10.2%	20.3%	1	2.9%
男女が分担して受け持つのがよい	43	36.4%	33.1%	21	60.0%
性別に関わらずできる方がやればよい	61	51.7%	40.7%	13	37.1%
その他	0	0.0%	0.8%	0	0.0%
無回答	1	0.8%	4.2%	0	0.0%
合計	118	100.0%	100.0%	35	100.0%

●育児は

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
主として男性が受け持つのがよい	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
主として女性が受け持つのがよい	14	11.9%	16.9%	3	8.6%
男女が分担して受け持つのがよい	58	49.2%	46.6%	19	54.3%
性別に関わらずできる方がやればよい	45	38.1%	32.2%	13	37.1%
その他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
無回答	1	0.8%	4.2%	0	0.0%
合計	118	100.0%	100.0%	35	100.0%

●介護は

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
主として男性が受け持つのがよい	1	0.8%	0.0%	2	5.7%
主として女性が受け持つのがよい	5	4.2%	6.8%	0	0.0%
男女が分担して受け持つのがよい	53	44.9%	47.5%	15	42.9%
性別に関わらずできる方がやればよい	56	47.5%	41.5%	17	48.6%
その他	2	1.7%	0.0%	1	2.9%
無回答	1	0.8%	4.2%	0	0.0%
合計	118	100.0%	100.0%	35	100.0%

Q8.セクハラの原因とその対策についてあなたはどのように思いますか？（特にあてはまるもの3つに回答）

●原因

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
異性を対等なパートナーとして見ていないから	53	16.8%	18.4%	16	15.1%
異性を性的な関心・欲求の対象として見ているから	56	17.7%	15.3%	26	24.5%
セクハラに直接抵触する法律がないから	31	9.8%	5.4%	13	12.3%
職場として具体的な防止策がとられていないから	43	13.6%	13.0%	16	15.1%
セクハラを受ける側にも服装、言動等の問題があるから	29	9.2%	8.5%	12	11.3%
セクハラをする側はその言動を他人が不愉快に思うことを理解していないから	93	29.4%	26.3%	19	17.9%
その他	11	3.5%	1.7%	4	3.8%
無回答	0	0.0%	11.6%	0	0.0%
合計	316	100.0%	100.0%	106	100.0%

●対策

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
就業規則などにおいてセクハラを禁止を明文化する	53	16.9%	11.9%	17	17.2%
職場においてセクハラ相談窓口等を設ける	44	14.1%	12.1%	17	17.2%
従業員に対してセクハラに関する研修などを行う	49	15.7%	13.0%	9	9.1%
直接的に取り締まる法律を制定する	29	9.3%	6.5%	21	21.2%
セクハラの実態を調査等によって把握する	49	15.7%	10.5%	10	10.1%
セクハラをする側が異性に対する意識を変える	31	9.9%	8.8%	8	8.1%
セクハラを受ける側が不快と思う行為を受けたとき、はっきり相手に伝える	55	17.6%	16.1%	16	16.2%
その他	2	0.6%	0.6%	1	1.0%
無回答	1	0.3%	20.6%	0	0.0%
合計	313	100.0%	100.0%	99	100.0%

Q9.政策立案や方針決定に女性の意見がもっと反映されるようになればよいとあなたは思いますか？

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
そう思う	53	44.9%	55.1%	14	40.0%
どちらかといえばそう思う	53	44.9%	33.1%	19	54.3%
どちらかといえばそう思わない	5	4.2%	3.4%	0	0.0%
思わない	4	3.4%	0.8%	1	2.9%
その他	3	2.5%	1.7%	1	2.9%
無回答	0	0.0%	5.9%	0	0.0%
合計	118	100.0%	100.0%	35	100.0%

Q10.Q9で「思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した方に伺います。（特にあてはまるもの3つに回答）

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
家庭、職場、地域で性別による役割分担や性差別の意識が強いから	3	18.8%	前回項目無し	0	0.0%
男性優位の組織運営がなされているから	1	6.3%		0	0.0%
家庭の支援、協力が得られないから	2	12.5%		0	0.0%
女性の能力活用機会が不十分だから	1	6.3%		0	0.0%
女性の能力開発の制度が不十分だから	2	12.5%		0	0.0%
女性の活動を支援する組織が不足しているから	1	6.3%		0	0.0%
女性の積極性が不十分だから	2	12.5%		0	0.0%
女性の参画を積極的に進めようとする人が少ないから	3	18.8%		0	0.0%
その他	1	6.3%		0	0.0%
無回答	0	0.0%		1	100.0%
合計	16	100.0%		1	100.0%

Q11.女性が仕事を持つことについてあなたはどのように思いますか？

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
子どもができてずっと仕事を持ち続ける方がよい	68	57.6%	55.1%	11	31.4%
子どもができたら仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び仕事を持つのがよい	20	16.9%	24.6%	17	48.6%
子どもができるまでは、仕事を持つ方がよい	2	1.7%	5.1%	2	5.7%
結婚するまでは、仕事を持つ方がよい	5	4.2%	3.6%	0	0.0%
女性は仕事を持たないほうがよい	1	0.8%	0.0%	0	0.0%
その他	12	10.2%	4.2%	5	14.3%
無回答	10	8.5%	7.4%	0	0.0%
合計	118	100.0%	100.0%	35	100.0%

Q12.仕事と家庭を両立させるうえでの問題について何が原因だと思いますか？（特にあてはまるもの3つに回答）

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
労働時間が長い、残業が多い	52	16.7%	10.7%	30	28.6%
事業所内に家庭のことで年休を取得しにくい雰囲気がある	57	18.3%	18.1%	21	20.0%
保育施設や介護施設などを利用できない	16	5.1%	6.8%	11	10.5%
育児休業や介護休業を取得できる日数が少ない	45	14.4%	12.4%	12	11.4%
家事・育児・介護などの負担が、女性にかたよっている	92	29.5%	26.0%	22	21.0%
男性が家事・育児・介護などをするに家族の理解と協力が得られない	22	7.1%	7.6%	4	3.8%
女性が仕事をするに家族の理解と協力が得られない	14	4.5%	3.1%	4	3.8%
その他	8	2.6%	0.8%	1	1.0%
無回答	6	1.9%	14.4%	0	0.0%
合計	312	100.0%	100.0%	105	100.0%

Q13.津奈木町の男女共同参画を推進するために、あなたは何かが必要だと思いますか？（特にあてはまるもの3つに回答）

	回答数	割合	前回値（割合）	回答数（中学生）	割合（中学生）
町民が男女共同参画社会づくりの意識を高めること	76	23.8%	20.1%	21	21.0%
町民自ら積極的に男女共同参画社会づくりに取り組むこと	41	12.9%	11.9%	18	18.0%
男女共同参画に関するリーダーなどの人材を育成すること	42	13.2%	11.9%	10	10.0%
地域活動において男女が平等に活躍できるような環境をつくること	63	19.7%	19.8%	23	23.0%
女性が地域のリーダーとしての能力を向上させること	18	5.6%	4.8%	5	5.0%
地域における女性の活躍の場をつくること	29	9.1%	10.7%	8	8.0%
積極的に男女共同参画に取り組む企業や団体等を表彰し広報すること	22	6.9%	7.1%	9	9.0%
企業や団体等に対する研修会の実施	17	5.3%	5.4%	2	2.0%
特に必要なものはない	6	1.9%	1.4%	4	4.0%
その他	3	0.9%	0.6%	0	0.0%
無回答	2	0.6%	6.5%	0	0.0%
合計	319	100.0%	100.0%	100	100.0%